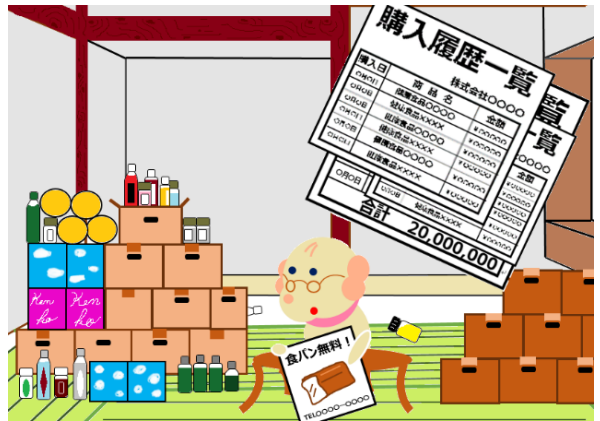


通っていたら健康食品を次々と買わされて合計2千万円以上！ 高齢者を狙う悪質化する「S F 商法」にご注意ください

【相談事例】

一人暮らしの母が、数年前から健康食品を販売する移動店舗に通っているようで、家に行くと、購入した様々な商品が部屋の中にたくさん積まれていた。これまで貯めてきたお金や年金で支払っているようだ。行かないように言っても聞いてくれない。



消費者センターに相談があり、過量販売の問題点などを事業者指摘して、契約の解除・取消しを求めた。過去の購入履歴を全て求めると合計で2千万円を超えていることがわかった。大半を取り戻すことができたが事業者は問題点を認めず、全額の返金には至らなかった。(80歳代女性)

「S F 商法」の被害は、[昨年9月のトラブルバイバイ♪ニュースNo.147](#)でも紹介しましたが、パンや日用品を安価や無料でもらえるチラシで高齢者を集め、通ってくる高齢者に優しく声をかけ、健康の話などを楽しくして、次々と高額な健康食品などを売りつけます。高齢者の寂しさや健康への不安につけ込むものです。

最近では事例のように数千万円に及ぶものもあり、高額化しています。老後の貯蓄を全て使ってしまう、生活ができなくなることもあります。

また、上記事例とは別の事業者ですが、大阪府は、「S F 商法」により「ガンや認知症が治る」といって健康機器を販売していた株式会社エコ関西に対して、3月18日に[景品表示法に基づく措置命令](#)、[特定商取引法に基づく3か月間の業務停止命令等](#)を行いました。あわせて「S F 商法」の被害について[府民のみなさんに注意喚起](#)しました。

大阪市消費者センターでも、悪質な「S F 商法」に対して、被害の救済と未然防止を強く図っていきます。

高齢者ご本人は、会場に足を運ぶことを楽しみにしている場合が多いので、家族や周囲の人の見守りが大切です。

おかしいと思ったら、すぐに大阪市消費者センターにご相談ください。

◆大阪市消費者センターからのお知らせ

●消費生活相談専用電話 06-6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188(イヤヤ!)」でも繋がります
大阪市内にお住まいの方に限ります。

メインキャラクターエルちゃん



消費生活相談窓口

